

IFRS解釈指針委員会ニュース

2016年5月10日に開催されたIFRS解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」）の会議において、IFRIC解釈指針、会計基準の限定的改訂、アジェンダに追加しない論点のアジェンダ却下通知等について審議が行われた。また、2016年4月に開催された国際会計基準審議会（以下「IASB」）の会議において、IFRS-ICの提案等に基づいて審議が行われたが、2016年5月のIASB会議においてはIFRS-ICの提案等に基づいて審議された論点はなかった。本稿では、主要な審議事項を紹介し、また、IFRS-ICで取り扱われているすべての論点の状況を「論点サマリー」にまとめている。なお、一部の論点は、今後のIFRS-IC会議等において、引き続き議論される予定である。



【要約】

- IFRIC解釈指針に関して、2016年5月のIFRS-IC会議において1つのIFRIC解釈指針案に関する再審議、及び1つのIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われた。
- 会計基準の限定的改訂に関して、2016年5月のIFRS-IC会議において、1つの公開草案に関する再審議が行われた。また、2016年4月のIASB会議において、1つの公開草案に関する再審議を先送りする報告、及び1つの公開草案の公表に向けて審議が行われた。
- IFRSの年次改善に関して、現在2つのサイクルが進行中であるが、2016年5月のIFRS-IC会議、2016年4月及び5月のIASB会議において審議は特に行われていない。
- 2016年5月のIFRS-IC会議において3つのアジェンダ却下通知が確定し、3つのアジェンダ却下通知案が公表された。
- 上記の他に、2016年5月のIFRS-IC会議において1つの論点について議論が行われたが、重要な決定には至らなかった。

【IFRIC解釈指針】

IFRIC解釈指針は、特定の基準書の適用上の論点に関する解釈である。現在、IAS第12号「法人所得税」及びIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関する2つのIFRIC解釈指針案が公表済である。また、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配事業に対する投資」に関する1つのIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われている。

■ IFRIC解釈指針－公表済

2016年5月のIFRS-IC会議において、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に関する次のIFRIC解釈指針案に関する再審議が行われた。

■ IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」

IFRS-ICは、IFRIC解釈指針案における範囲、合意事項及び経過措置に関する提案を最終のIFRIC解釈指針において維持することを暫定的に決定した。また、既にIFRSを適用している企業と同様に、遡及適用に関する経過措置をIFRS初度適用企業にも認めることを暫定的に決定した。今後のIFRS-IC会議において、最終化に向けて引き続き再審議する予定である。

なお、IFRIC解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」については、コメント期限は2016年1月19日に終了し、今後のIFRS-IC会議において寄せられたコメントに基づいて再審議が行われる予定である（詳細は「[論点サマリー：IFRIC解釈指針案－公表済](#)」を参照）。

■ IFRIC解釈指針－公表予定

2016年5月のIFRS-IC会議において、以下のIFRS第9号「金融商品」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配事業に対する投資」に関するIFRIC解釈指針案の公表に向けて審議が行われた（詳細は「[論点サマリー：IFRIC解釈指針案－公表予定](#)」を参照）。

■ 【IFRS第9号及びIAS第28号】長期持分の測定

IFRS-ICは、関連会社または共同支配企業に対する正味投資の一部を実質的に構成する長期持分に、IFRS第9号及びIAS第28号の要求事項がどのように適用されるかについて審議した。その結果、会計実務に多様性があり、影響が広範に及ぶことから、IFRIC解釈指針案を開発することを暫定的に決定した。今後のIFRS-IC会議においてその内容について引き続き審議する予定である。

【会計基準の限定的改訂】

会計基準の限定的改訂は、緊急度が高く、必要不可欠な会計基準の改訂を取り扱っている。現在、IFRS-IC会議において議論された論点に関して、4つの公開草案が公表済であり、2つの公開草案の公表に向けて審議が行われている。

■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表済

2016年4月のIASB会議において、公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」の再審議を先送りする報告が行われた。また、2016年5月のIFRS-IC会議において、以下のIAS第40号「投資不動産」に関する公開草案について再審議が行われた。

■ 公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号に関する改訂案)」

IFRS-ICは、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、IAS第40号の改訂内容について再審議を行った。その結果、公開草案に一部修正を加えたうえで、本改訂を最終化するよう、IASBに提案する予定である。今後のIASB会議において、再審議が行われる予定である。

上記の公開草案の他に、以下の公開草案が公表済であるが、2016年5月のIFRS-IC会議、2016年4月及び5月のIASB会議において特に議論は行われていない(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂—公開草案公表済](#)」を参照)。

- 公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定(IFRS第2号の改訂案)」
- 公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」

■ 会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定

2016年4月のIASB会議において、以下のIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂に関する公開草案の公表に向けて審議が行われた。

■ 【IAS第8号】会計方針の変更と会計上の見積りの変更

IASBは、会計方針及び会計上の見積りの変更の定義に関する改訂、会計方針と見積りの関係に関する明確化、評価技法及び見積り技法が会計上の見積りの変更に該当するか否かに関するガイダンスの追加、並びに見積りに関する設例の見直しを含むIAS第8号に関する改訂について暫定的に決定した。また、IAS第8号第39項における会計上の見積りの変更の性質及び金額に関する開示規定の改訂を行わないことも暫定決定した。

上記の公開草案の他に、IFRS第11号「共同支配の取決め」の改訂に関する公開草案、及びIAS第16号「有形固定資産」の改訂に関する公開草案の公表に向けて審議が行われているが、2016年5月のIFRS-IC会議、2016年4月及び5月のIASB会議において特に議論は行われていない(詳細は「[論点サマリー:会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定](#)」を参照)。

【IFRSの年次改善】

IFRSの年次改善は、緊急度が低いものの、必要不可欠な会計基準の改善を行うものである。現在、進行中のものは次のとおりであるが、2016年5月のIFRS-IC会議、2016年4月及び5月のIASB会議において審議は特に行われていない(詳細は「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2014-2016年サイクル\)](#)」、「[論点サマリー:IFRSの年次改善\(2015-2017年サイクル\)](#)」を参照)。

サイクル	公開草案	最終基準書
2014-2016年	2015年11月19日公表済	未定
2015-2017年	未定	未定

【アジェンダ却下通知】

IFRS-ICは、アジェンダに追加しないと決定した論点について、アジェンダ却下通知を公表することとしている。アジェンダ却下通知は、アジェンダ却下通知案の公表後、60日間のコメント期間及び再審議を経て確定される。

2016年5月のIFRS-IC会議において、IFRS第9号「金融商品」、IAS第32号「金融商品:表示」及びIFRIC解釈指針第12号「サービス委譲契約」に関する3つのアジェンダ却下通知が確定した。

また、IFRS-ICは、IFRS第9号「金融商品」及びIAS第39号「金融商品—認識及び測定」、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」及びIAS第36号「資産の減損」に関する3つのアジェンダ却下通知案を公表した。コメント期限は2016年7月22日である(詳細は「[論点サマリー:アジェンダ却下通知](#)」を参照)。

【その他の論点等】

IFRS-IC会議において、今後の取扱いを検討中のいくつかの論点について審議が行われている。2016年5月のIFRS-IC会議において、IAS第12号「法人所得税」に関する以下の論点について審議が行われた(詳細は「[論点サマリー:その他の論点](#)」を参照)。

■ 【IAS第12号】繰延税金の測定にあたり耐用年数を確定できない無形資産について見込まれる回収方法

IFRS-ICは、耐用年数を確定できない無形資産に係る繰延税金の測定に際して、無形資産の帳簿価額について見込まれる回収の方法(使用を通じた回収か、売却を通じた回収か)をどのように決定するかについて審議を行ったが、具体的な意思決定には至らなかった。今後のIFRS-IC会議において、引き続き審議する予定である。

【論点サマリー】

IFRS-ICで検討中のIFRIC解釈指針案、会計基準の限定的改訂、IFRSの年次改善、アジェンダ却下通知及びその他の論点とそのステータスは、以下のとおりである。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRIC解釈指針案－公表済			 2016年5月のIFRS-IC会議における審議
IFRIC解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」 ¹	IAS第12号 「法人所得税」	<p>本解釈指針案は、以下について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不確実性のある法人所得税の処理を集合的に検討すべきか ● 税務当局が実施する税務調査に関する仮定 ● 課税所得(損失)、課税標準、未使用の繰越欠損金、未使用の繰越税額控除及び税率の決定 ● 事実と状況の変化に関する考慮事項 ● 開示 	<p>【再審議の状況】 IFRIC解釈指針案に関するコメント期限は2016年1月19日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後のIFRS-IC会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【IFRIC解釈指針公表予定】 未定</p>
IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」 ²	IAS第21号 「外国為替レートの変動の影響」	<p>本解釈指針案は、以下のとおり提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連する資産、費用または収益の認識に先立つて、非貨幣性の前払資産または前受収益負債を認識する外貨建取引に適用する ● 外貨建の資産、費用または収益の換算に用いる直物為替レートは、非貨幣性の前払資産もしくは前受収益負債を当初認識する日、または、関連する資産、費用もしくは収益を財務諸表に認識する日の、いずれか早い日の直物為替レートとする <p>適用日は寄せられたコメントを踏まえ決定する。早期適用は認められる。</p>	<p> 【再審議の状況】 IFRIC解釈指針案に関するコメント期限は2016年1月19日に終了し、寄せられたコメントに基づき、2016年5月のIFRS-IC会議より再審議が開始された。IFRS-ICは、IFRIC解釈指針案における範囲、合意事項及び経過措置に関する提案を最終のIFRIC解釈指針において維持することを暫定的に決定した。また、既にIFRSを適用している企業と同様に、遡及適用に関する経過措置をIFRS初度適用企業にも認めることを暫定的に決定した。今後のIFRS-IC会議において、最終化に向けて引き続き再審議する予定である。</p> <p>【IFRIC解釈指針公表予定】 2016年11月以降にIFRIC解釈指針を公表する予定である。</p>

1 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、IFRIC解釈指針案「法人所得税の処理における不確実性」を公表を参照

2 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、IFRIC解釈指針案「外貨建取引及び事前対価」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRC解釈指針案一公表予定			 2016年5月のIFRS-IC会議における審議
関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定	IFRS第9号「金融商品」 IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	関連会社または共同支配企業に対する純投資の一部を実質的に構成する長期持分の測定、特に減損を検討するにあたり、IFRS第9号、IAS第28号のいずれか、または両会計基準の組合せを適用すべきか。	<p> 【審議の状況】 2015年9月及び11月のIFRS-IC会議における審議及び2015年12月のIASB会議における審議を経て、2016年2月のIASB会議において、IASBは、以下の2つの論点について審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS第9号第2.1項(a)の適用除外規定は、関連会社または共同支配企業に対する長期持分に適用されるか ● 適用されない場合、この長期持分についてIFRS第9号及びIAS第28号の要求事項がどのように適用されるか <p>IFRS-ICは、2016年3月及び5月のIFRS-IC会議において、引き続き議論し、IFRS第9号第2.1項(a)の適用除外は適用されないと指摘した。また、以下のとおり考え方を整理したうえで、IFRIC解釈指針案を開発することを暫定的に決定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ● 長期持分の会計処理は、減損の検討も含めてIFRS第9号に従う ● IAS第28号第38項の適用による損失の配分は、IFRS第9号の適用により決定された長期持分の簿価を含めて行う ● 関連会社または共同支配企業に対する、長期持分を含む投資の減損の検討は、IAS第28号第40項及び第41A項から第43項の規定に従って行う ● ステップ(b)及び(c)により損失が配分され、または減損が認識された場合、IFRS第9号を適用することによる長期持分に係る損失または減損は無視する <p>今後のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針案の内容について引き続き審議する予定である。</p> <p>【IFRIC解釈指針公表予定】 未定</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済			 2016年5月のIFRS-IC会議における審議
公開草案「株式に基づく報酬取引の分類及び測定（IFRS第2号の改訂案）」 ³	IFRS第2号 「株式に基づく報酬」	<p>公開草案は、以下の3つの論点について提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現金決済型の株式に基づく報酬取引の測定における権利確定条件の影響 ● 純額決済の特性を有する株式に基づく報酬取引の分類 ● 現金決済型から持分決済型の株式に基づく報酬取引への分類変更となる条件変更の会計処理 	<p>【再審議の状況】 2015年7月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、公開草案に関して寄せられたコメントに基づいて再審議を行い、本改訂案を最終基準化するよう、IASBに提案した。</p> <p>IASBは、2015年11月のIASB会議において、IFRS-ICの提案を受け、以下の点を加えたうえで本改訂案を最終化することを暫定的に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IFRS第2号の開示の目的に合致するために必要な開示の設例の追加 ● 純額決済の要素を含む株式に基づく報酬取引の分類に関する例外は、源泉徴収の義務を超えて預かる株式には適用されないことの明確化 <p>また、IASBは、2015年12月のIASB会議において、最終基準書の公表に向けて最終確認を行い、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用すること及び早期適用を認めるについて決定した。</p> <p>【最終基準書公表予定】 2016年9月までに最終基準書を公表する予定である。</p>

³ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ：IASB、公開草案「株式に基づく報酬の分類及び測定（IFRS第2号の改訂案）」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表済(続き)			
公開草案「負債の分類 (IAS第1号の改訂案) ⁴	IAS第1号 「財務諸表の表示」	<p>公開草案において、負債の流動・非流動の分類について以下を明確化することが提案されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 負債の流動・非流動の分類は、報告期間の末日において存在する権利に基づいて行うこと ● 負債の決済と企業から流出する資源との関係 	<p>【再審議の状況】公開草案に関するコメント期限は2015年6月10日に終了した。IASBは、2015年12月のIASB会議において、寄せられたコメントに基づいて再審議をしたが、具体的な意思決定には至らなかった。2016年2月のIASB会議において、負債の流動・非流動の分類に関する提案の適用方法に関して、暫定的に以下を決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 貸付契約に含まれる条件(財務制限条項等)に従っているかを、報告期間の<u>末日後の日付</u>でテストすることが契約に含まれる場合でも、報告期間の<u>末日時点</u>において、その条件に従っているか否かに基づき負債を分類しなければならない ● 貸手が定期的レビューに基づき返済要求を可能とする条項を含む場合、企業が有する決済を延期する権利は、その定期的レビューの日付までとする <p>また、提案される最終基準の改訂において、以下の事項を要求することを暫定的に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 権利に条件が付されている場合には、企業が報告期間の末日現在でその条件に従っているか否かにより、当該権利が負債の分類に影響を与えるかを決めなければならない <p>2016年4月のIASB会議において、公開草案に寄せられた一部のコメントに対する再審議を、公開草案「概念フレームワーク」における資産及び負債の定義の再審議が行われるまで、先送りすることが報告された。</p> <p>【最終基準書公表予定】2016年11月以降に最終基準書を公表する予定である。</p>

⁴ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「負債の分類(IAS第1号の改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表済(続き)			
公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案) ⁵ 」	IAS第19号 「従業員給付」 IFRIC解釈指針 第14号 「IAS第19号—確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」	本公開草案は、報告期間の途中で制度改訂、縮小または清算が生じ再測定を行った場合の会計処理、及び特定の場合における確定給付制度からの返還の利用可能性の判断について提案している。	<p>【再審議の状況】公開草案に関するコメント期限は2015年10月19日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】未定</p>
公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号に関する改訂案) ⁶ 」	IAS第40号 「投資不動産」	<p>本公開草案は、以下のとおり提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不動産の用途変更があり、その明白な証拠がある場合に限って、投資不動産への振替または投資不動産からの振替を行う ● 用途変更は、不動産が投資不動産の定義を満たすようになった時点または満たさなくなった時点で発生すること。また、現行のIAS第40号第57項に示されている状況は用途変更の例示である旨を明確化する 	<p> 【再審議の状況】IFRS-ICは、2016年5月のIFRS-IC会議において、公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえ、再審議を行った。その結果、以下を加えたうえで、本改訂を最終化するよう、IASBに提案する予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営者の意図の変更のみでは、IAS第40号第57項の用途変更の証拠を提供しないことの明確化 ● IAS第40号第57項の例のうち2つについて、完成した不動産のみならず建設中または開発中のものにも関連することを示すための改訂 ● 結論の根拠において、不動産が投資不動産の定義に該当し、または該当しなくなるかの評価には判断が伴うことの強調 ● 移行措置について、IAS第8号に従った完全遡及アプローチ、または移行日現在の用途を反映するため不動産の区分を再検討し、移行日以降に生じる用途変更に本改訂を適用するアプローチの選択を容認 <p>上記のIFRS-ICの提案に基づいて、今後のIASB会議において再審議が行われる予定である。</p> <p>【最終基準書公表予定】2016年11月までに最終基準書を公表する予定である。</p>

⁵ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「制度改訂、縮小または清算が生じた場合の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性(IAS第19号及びIFRIC解釈指針第14号の改訂案)」を公表を参照

⁶ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「投資不動産の振替(IAS第40号に関する改訂案)」を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定			◆ 2016年4月のIASB会議における審議
既存持分の再測定	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	<p>関連する資産または資産グループがIFRS第3号「企業結合」における事業の定義を満たす場合、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきか。</p>	<p>【審議の状況】 2015年9月のIFRS-IC会議において、関連する資産または資産グループが事業の定義を満たす場合に、取引の類型ごとに、共同支配事業に係る資産及び負債に対する既存持分を再測定すべきかについて、以下の暫定的な決定が行われた。これを受け、2015年10月のIASB会議において、IASBは、必要なIFRS第3号及びIFRS第11号の一部改訂を行うことに同意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同支配事業に対する支配を獲得する場合、既存持分を再評価する ● 共同支配事業に対する持分の変動により、共同支配事業の当事者が共同支配を獲得する場合は、共同支配事業がIFRS第3号の事業の定義に該当しても、既存持分を再評価しない <p>IASBは、2015年12月のIASB会議において、本改訂案の公表に向けて最終確認を行った。また、適用日等について審議した結果、公開草案において、本改訂案を適用日以降に発生する取引から適用すること及び早期適用を認めることを提案する予定である。</p> <p>なお、IASBは、本改訂案を、現在検討されている事業の定義に関連する改訂案と同じ時期に公表する予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 2016年6月までに公開草案を公表する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂—公開草案公表予定(続き)			
会計方針の変更と会計上の見積りの変更	IAS第8号 「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」	IAS第8号において、会計方針の変更と会計上の見積りの変更をどのように区別すべきか。	<p>◆ 【審議の状況】 2013年11月のIFRS-IC会議において、アジェンダ却下通知案が提案されたが、2014年3月のIFRS-IC会議における再審議を経て、2014年9月のIASB会議において開示の取組みの一環としてこの論点を検討することが決定された。IASBは、2015年5月のIASB会議において引き続き審議を行った。また、2016年4月のIASB会議において、以下を含むIAS第8号に関する改訂について決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 会計方針及び会計上の見積りの変更の定義に関する改訂 ● 会計方針と見積りの関係に関する明確化 ● 評価技法及び見積り技法が会計上の見積りの変更に該当するか否かに関するガイダンスの追加 ● 見積りに関する設例の見直し <p>なお、IAS第8号第39項における会計上の見積りの変更の性質及び金額に関する開示規定の改訂を行わないことも決定した。</p> <p>【公開草案公表予定】 2016年11月以降に公開草案を公表する予定である。</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
会計基準の限定的改訂－公開草案公表予定(続き)			
有形固定資産の試運転から得られる正味の収入及び試運転コストの会計処理	IAS第16号 「有形固定資産」	<p>有形固定資産の試運転時に製造した製品の販売から得られる正味の収入が試運転コストを上回る場合、超過部分を以下のいずれかの方法により会計処理すべきか。また、開示を拡充すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当期純利益に含めて認識する。 ● 有形固定資産の原価に含めて認識する。 	<p>【審議の状況】 2014年7月のIFRS-IC会議における審議の結果、アジェンダ却下通知案が公表されたが、2014年11月のIFRS-IC会議において再審議し、この論点をアジェンダに追加することが決定された。2015年1月、5月、9月のIFRS-IC会議において、試運転の意味合い、及び試運転以外から発生する収入、並びに経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所や、稼働可能な状態に置いた時点の判断等について、議論が行われた。</p> <p>2016年3月のIFRS-IC会議における審議の結果、IAS第16号の限定的改訂を提案することが暫定的に決定された。この限定的改訂は、有形固定資産が経営者の意図した方法で稼働可能となる前に製造された製品の販売から得られる正味の収入について、有形固定資産の原価からの減額を禁止するために提案されるものである。</p> <p>今後のIFRS-IC会議において、提案されたIAS第16号の限定的改訂に関する開示規定及び移行規定について、審議が行われる予定である。</p> <p>【公開草案公表予定】 未定</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2014-2016年サイクル) ⁷			【最終基準書公表予定】未定
初度適用企業の短期的な免除規定の削除	IFRS第1号 「国際財務報告基準の初度適用」	<p>本公開草案は、以下のIFRS第1号における短期的な免除規定を削除することを提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● E3項、E4項及びE4A項の金融商品の開示に関する免除規定 ● E5項の従業員給付に関する免除規定 ● E6項及びE7項の投資企業に関する免除規定 	【再審議の状況】公開草案に関するコメント期限は2016年2月17日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。
開示規定の範囲に関する明確化	IFRS第12号 「他の企業への関与の開示」	本公開草案は、売却目的保有、所有者分配目的保有または非継続事業に分類される他の企業(子会社、共同支配取決め、関連会社及び非連結の組成された企業)に対する持分にIFRS第12号のB10項-B16項以外の規定を適用することを提案している。	【再審議の状況】公開草案に関するコメント期限は2016年2月17日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。
投資先ごとの当期純利益を通じての公正価値測定	IAS第28号 「関連会社または共同支配企業に対する投資」	<p>本公開草案は、IAS第28号第18項におけるベンチャー・キャピタル企業等の関連会社または共同支配企業に対する投資の公正価値測定に関する選択については、関連会社または共同支配企業に対する投資の当初認識時に個々の投資ごとに選択できることを提案している。</p> <p>また、IAS第28号第36A項における投資企業でない企業の投資企業である関連会社または共同支配企業の公正価値測定の引き継ぎについては、以下のうち、最も遅い時期に投資企業である関連会社または共同支配企業ごとに選択できることを提案している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 投資企業である関連会社または共同支配企業の当初認識時 ● 関連会社または共同支配企業が投資企業となつた時 ● 投資企業である関連会社または共同支配企業が当初親会社となつた時 	【再審議の状況】公開草案に関するコメント期限は2016年2月17日に終了し、寄せられたコメントに基づいて、今後の会議において再審議が行われる予定である。

⁷ 詳細は、IFRSニュースフラッシュ:IASB、公開草案「IFRSの年次改善」(2014-2016年サイクル)を公表を参照

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
IFRSの年次改善(2015-2017年サイクル)			【公開草案公表予定】未定
資産化後に発生した特定借入の借入コスト	IAS第23号 「借入コスト」	適格資産に係る資産化が終了した後に発生した特定の借入コストを、一般借入に含めて他の適格資産に係る借入コストの資産化率を算出すべきか否か。	<p>【審議の状況】 2015年5月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、IAS第23号第14項の規定を明確化する改訂を行うことが暫定的に決定された。2015年7月のIFRS-IC会議において、当期の資産化対象特定借入コストを除き、すべての借入コストを一般目的の借入コストに含める改訂案、及びこの改訂案を将来に向かって適用することが決定された。2015年10月のIASB会議において、本改訂案に関する審議が行われ、IFRS-ICの提案どおりIFRSの年次改善として進めることが決定された。</p>
資本に区分される金融商品に係る支払による法人所得税への影響の会計処理	IAS第12号 「法人所得税」	資本に区分される金融商品に係る支払(持分所有者に対する支払、発行費用、支払利息等)について、法人所得税への影響はどのように表示されるべきか。	<p>【審議の状況】 2015年11月のIFRS-IC会議における検討の結果、以下の規定の関係が明確でなかつたため、IFRS-ICは、2016年3月のIFRS-IC会議において引き続き審議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配当の法人所得税への影響は、原則として当期純利益に含めて認識することが求められている(IAS第12号第52B項)。 ● 当期税金及び繰延税金は、関連する項目がその他の包括利益で認識される場合はその他の包括利益に含めて認識され、資本で直接認識される場合は資本に含めて直接認識することが求められている(IAS第12号第61A項)。 <p>2016年3月の審議の結果、IFRS-ICは、以下の事項を明確にするためIAS第12号の改訂を提案することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資本に区分される金融商品の利益の分配に該当するすべての支払を、IAS第12号第52B項の表示規定に従って、当期純利益に含めて認識すべきであること。 ● IAS第12号第52B項の適用は、第52A項に規定される特定の状況に限られないこと。

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知			● 確定 ■ 公表中 ▲ 新規公表
変更された金融商品の認識の中止	IFRS第9号 「金融商品」	IFRS第9号及びIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における金融資産が変更、または交換された場合、当初の金融資産の認識の中止に関するガイダンスを明確化する限定的改訂を行うべきか。	● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、実務上、どのような金融資産の変更または交換について金融資産の認識の中止を行うべきかがよく論点になると指摘した。ただし、IFRIC解釈指針ではなく、基準書の改訂が必要であるため、プロジェクトを進めないことを決定した。
金融負債の認識の中止に関する10%テストに含めるべき手数料及びコスト	IFRS第9号 「金融商品」 IAS第39号 「金融商品－認識及び測定」	IFRS第9号及びIAS第39号における金融負債の認識の中止に関する10%テストにどの手数料及びコストを含めるべきか。	▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、IFRS第9号B3.3.6項及びIAS第39号AG62項における10%テストを実施するにあたり、以下の手数料のみを含めると指摘した。 <ul style="list-style-type: none"> ● 借手と貸手の支払・受取手数料 ● 借手または貸手に代わって支払われた手数料 <p>【コメント期限】 2016年7月22日</p>
既存持分の再測定	IFRS第11号 「共同支配の取決め」	資産または資産グループに対する支配を喪失することにより、共同支配事業に対する共同支配を有することとなるか、共同支配事業の当事者となる場合、取引から生じる利得及び損失の認識は他の当事者の持分の範囲で行うべきか。	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 資産または資産グループに対する支配を喪失することにより、共同支配事業に対する共同支配を有することとなるか、または共同支配事業の当事者となる場合の既存持分に係る会計処理について、2016年3月のIFRS-IC会議で審議された。 <p>IASBは、関連会社または共同支配企業に対する資産の売却または拠出の会計処理を取り扱うIFRS第10号及びIAS第28号の改訂を公表したが、その適用日を延期するとともに、持分法の会計処理に関するリサーチ・プロジェクトの中で関連する論点を検討している。これらの論点はいずれもIFRS第10号とIAS第28号の要求事項の矛盾に関するものである。そのためIFRS-ICは、本論点とIASBが検討している論点の類似性から、これらの論点をあわせて検討すべきであることをIASBに提案する。</p> <p>【コメント期限】 2016年6月6日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
回収可能現金払いの会計処理	IAS第20号 「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」	<p>政府が企業の研究開発プロジェクトに対する以下の特徴を有する現金払いは、負債(返済免除条件付融資)として認識すべきか、または当期純利益に含めて(政府補助金として)認識すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業は研究フェーズの成果を商品化等した場合、政府からの現金払いの返還が求められる 返還の条件により、返還額は受領した現金払いの2倍になり得る 企業は研究フェーズの成果を商品化等しなかった場合、研究成果の権利を政府に譲渡しなければならない 	<p>● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記のケースにおいて、企業は研究成果を譲渡しない限り、現金の引渡しを避けることができないため、政府から受領した現金はIAS第32号「金融商品:表示」における金融負債に該当する 当該金融負債にIFRS第9号「金融商品」を適用しなければならない。ただし、IFRS第9号B5.1.1項 (IAS第39号AG64項)を適用するにあたり、政府から受領した現金の一部が金融商品以外のものに該当するか否かを検討しなければならない。例えば、左記のケースにおいて、現金の受取金額と金融負債の公正価値との差額が、IAS第20号における政府補助金に該当すると考えられる 左記のケースにおいて、政府は現金での決済または研究成果の譲渡を求めているため、IAS第20号における返済免除条件付融資に該当しない
親会社株式の可変数で決済予定の非支配持分に対する売建プットオプションの会計処理	IAS第32号 「金融商品:表示」	<p>親会社は、連結財務諸表上、親会社株式の可変数で決済予定の非支配持分に対する売建プットオプション(NCIプット)について、以下のどちらかを認識すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> オプションの行使価額の現在価値に相当する金融負債(総額表示) 公正価値によって測定されるデリバティブ金融負債(純額表示) <p>また、親会社は、決済方法として行使価格に相当する現金または株式の可変数を選択できる場合、NCIプットに同様の会計処理を適用すべきか。</p>	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、以前現金決済のNCIプットについて議論したものの、現在IASBにより資本の特徴を有する金融商品(FICE)プロジェクトの一環として議論されていると指摘した。したがって、左記の論点は、IFRS-ICで取り扱うことが難しいことに加え、FICEプロジェクトにおいて、企業の持分に関するすべてのデリバティブが検討されているとも指摘した。</p> <p>【コメント期限】 2016年7月22日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
資金生成単位の回収可能価額及び帳簿価額	IAS第36号 「資産の減損」	IAS第36号第78項により、資金生成単位を処分する際に買手が負債を引き受ける場合、その資金生成単位の使用価値と帳簿価額の双方からその負債の帳簿価額を減額することが要求されているが、このアプローチは適切であるか。また、他のアプローチを検討すべきか。	● 【IFRS-ICの決定】 IFRS-ICは、IAS第36号第78項のアプローチは、減損テストを実施するにあたり、資金生成単位の帳簿価額及び回収可能価格について意味ある比較を行うための単純で経済的なアプローチであると指摘した。
サービス委譲契約における営業者から委譲者への変動支払	IFRIC解釈指針 第12号 「サービス委譲契約」	IFRIC第12号の対象となるサービス委譲契約に含まれる営業者から委譲者への支払をどのように会計処理すべきか。	■ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、2011年11月からこの論点について審議を行っていたが、2013年7月に一時中止し、2015年9月のIFRS-IC会議から審議を再開した。 2015年11月のIFRS-IC会議において、IFRIC解釈指針第12号の対象となるサービス委譲契約に従って行われる営業者から委譲者への支払の会計処理について、引き続き審議が行われた。このうち、資産取得契約に係る変動対価の会計処理については、論点が広範囲に及ぶためアジェンダに追加しないことが暫定的に決定された。 2016年1月のIFRS-IC会議において、サービス委譲契約に含まれる営業者から委譲者への変動支払の会計処理についても論点が広範であるため、アジェンダに追加しないことが暫定的に決定された。 【コメント期限】 2016年3月25日

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
アジェンダ却下通知(続き)			
サービス委譲契約及びリース契約から構成される複合契約の会計処理	IFRIC解釈指針第12号 「サービス委譲契約」	<p>以下のインフラリースを含んでいるサービス委譲契約は、IFRIC解釈指針第12号の範囲に含まれる場合、そのリースから生じる資産及び負債は、どのように表示・開示すべきか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業者及び委譲者は、公共サービスの運営に関する契約を締結し、その契約におけるインフラを貸手からリースする ● 営業者は、インフラに関する建設または更新サービスを提供しない ● 営業者は、契約によりリースの貸手にリース料を支払うことが義務付けられている ● 営業者は、支払リース料を委譲者から受け取る無条件の権利を有する ● 委譲者は、契約の終了時にリース期間を更新する権利を有する ● 営業者及びリースの貸手は、同一の政府期間の共同支配下にあるが、それ以外の場合には、委譲者は支払リース料及びリース資産の残存価値に関する保証を適用する 	<p>▲ 【IFRS-ICの暫定的決定】 IFRS-ICは、IFRIC解釈指針第12号の範囲については、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ある契約がIFRIC解釈指針第12号の範囲に含まれるか否かは、その状況及び事実(特に第5項における支配の状況及び第7項におけるインフラに関する事項)に基づいて判定する ● IFRIC解釈指針第12号の範囲に含まれる契約について、建設または更新サービスを提供することが条件ではない <p>また、左記の契約は、IFRIC解釈指針第12号の範囲に含まれる場合、営業者ではなく、委譲者がインフラの使用権を支配しているため、表示・開示については、以下のとおり指摘した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 営業者は、すべての事実及び状況を踏まえ、貸手に対する支払義務を負っているのはサービス委譲者か営業者かを評価する。サービス委譲者が支払義務を負っている場合、営業者はサービス委譲者に代わり貸手に返済する資金を回収している ● サービス委譲契約の一環で営業者が貸手に対する支払義務を負う場合、営業者はサービス委譲契約を締結し、貸手がインフラを利用可能とした時点でこの支払義務を金融負債として認識する。同時に、支払代金の精算によりサービス委譲者から資金を回収する契約上の権利についても金融資産を認識する ● IAS第32号「金融商品：表示」の相殺の要件を満たす場合、貸手に対する支払義務にかかる負債と関連するサービス委譲者に対する債権とを相殺表示する <p>【コメント期限】 2016年7月22日</p>

公開草案・論点	関連IFRS	概要	ステータス
他の論点(今後の取扱いを検討中の論点等)			★ 2016年5月のIFRS-IC会議における審議
事業結合における非支配持分の強制取得	IFRS第3号 「企業結合」	取得企業が、ある企業の支配を取得する際に、非支配持分の株主の所有持分の買取りを申し出ることが義務付けられている場合、これらを1つの取引とみなすべきか。また、この強制買取申出について負債を認識すべきか。	【審議の状況】 2012年11月及び2013年3月のIFRS-IC会議における議論を踏まえ、2013年5月のIASB会議において検討した結果、強制買取の申出は非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)と経済的に同じであるため、将来のIASB会議においてNCIプットとともに引き続き検討する予定である。
繰延税金の測定にあたり耐用年数を確定できない無形資産について見込まれる回収方法	IAS第12号 「法人所得税」	耐用年数を確定できない無形資産について、税務上は償却費を計上し減算する場合、関連する繰延税金の測定にあたって、その無形資産について見込まれる回収方法(使用を通じた回収か、売却を通じた回収か)をどのように決定し、その方法と整合した税率及び税務基準額を使用すべきか。	★ 【審議の状況】 2016年5月のIFRS-IC会議において、無形資産について見込まれる回収の方法を決定し、そこから生じる税務上の帰結を繰延税金の測定に反映するにあたっては、IAS第12号第51項及び第51A項を適用するとの考えが示された。IFRS-ICは、今後の会議において、この論点を引き続き検討する予定である。
ファンドに対するファンドマネジャーの重要な影響力	IAS第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」	ファンドに対して投資しているファンドマネジャーが、IFRS第10号において代理人であると判断された場合、そのファンドに対して重要な影響力を有するか否かを判定すべきか。また、その判定はどのように行うべきか。	【審議の状況】 2014年9月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、アジェンダ却下通知案を公表し、ファンドマネジャーが重要な影響力を有するか否かを判定すべきであると指摘した。ただし、2015年1月のIFRS-IC会議において、代理人として財務上及び経営上の意思決定に参加するパワーが重要な影響力にどのような影響を及ぼすかについては合意には至らなかった。今後、持分法に関するIASBの研究プロジェクトにこの論点が含まれない場合、IFRS-ICはこの論点を再検討する予定である。
非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)	IAS第32号 「金融商品:表示」	連結財務諸表上、非支配持分に対する売建プット・オプション(NCIプット)を、どのように会計処理すべきか。	【審議の状況】 2012年6月にIFRIC解釈指針案「非支配持分に対する売建プット・オプション」が公表されたが、寄せられたコメントを踏まえ、2013年1月のIFRS-IC会議において、IFRS-ICは、他のデリバティブと同様に純額ベースの公正価値で測定すべきであると決定し、2013年3月のIASB会議において提案した結果、IASBが引き続き検討する予定である。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.